

## 原子力事業者防災業務計画修正の要旨（原子力科学研究所）

## 1. 目的

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子力事業者防災業務計画に検討を加え、修正することで適正化を図ります。

緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）事象の見直し、原子力災害対策指針で表記される医療機関名への見直し、原子力防災管理者の代行順位に係る役職名の記載の見直し等を以下のとおり行いました。

## 2. 修正した日

令和5年6月9日

## 3. 協議した自治体

茨城県、東海村

## 4. 主な修正内容

## (1) EAL事象の見直し

「別表-17 原子力災害対策指針に基づく警戒事象」（AL）、「別表-18 原災法第10条第1項に基づく通報基準」（SE）及び「別表-19 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準」（GE）について、原子力規制庁からの指示（相対的にリスクが小さい原子力施設におけるEAL事象の見直し）に従い、「所内外通信連絡機能の一部喪失」事象及び試験研究炉（JRR-4、NSRR）のEAL事象について見直しを行った。

## ① 共通施設

IAEAのハザード分類Ⅲに該当する使用施設及び廃棄物施設の特徴を踏まえ、通信設備に異常が発生した場合にも施設を維持できないような非安全な状態に移行するおそれはないため、防護措置のトリガーとして設定する必要はない。このため、ハザード分類Ⅲに該当する使用施設及び廃棄物施設についてはEAL52を削除した。

なお、JRR-4及びNSRRについては、試験研究炉ではあるが上記と同様の考え方により削除した。

## ② JRR-4

廃止措置へ移行、原子炉の機能停止措置の完了及び燃料要素が搬出済みであることから「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」における「規則第7条第1項第1号表中ホ-（1）」（原子炉停止の失敗または停止確認不能）、「規則第7条第1項第1号表中ホ-（2）」（原子炉冷却機能の喪失）、「規則第7条第1項第1号表中ホ-（3）」（原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失）、「規則第14条第1項第1号表中ホ-（1）」（停止機能及び冷却機能の喪失）として該当しないため、JRR-4施設固有のEAL事象を削除した。

③ NSRR

安全機能を喪失した場合においても、それ以上の事象進展は予想されないことから「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」における「規則第7条第1項第1号表中ホー(1)」(原子炉停止の失敗または停止確認不能)、「規則第7条第1項第1号表中ホー(2)」(原子炉冷却機能の喪失)、「規則第7条第1項第1号表中ホー(3)」(原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失)、「規則第14条第1項第1号表中ホー(1)」(停止機能及び冷却機能の喪失)として該当しないため、NSRR施設固有のEAL事象を削除した。

(2) 原子力災害対策指針で表記される医療機関名への見直し

本文中で表記される「高度被ばく医療センター」という名称について、原子力災害対策指針で表記される名称に合わせて「高度被ばく医療支援センター」に修正した。

(3) 原子力防災管理者の代行順位に係る役職名の記載の見直し

「別表-3 原子力防災管理者の代行順位」について、核燃料サイクル工学研究所及び大洗研究所の防災業務計画との整合を図るため、副所長の役職名の記載を修正した。

(4) その他の修正

上記に加え、記載の適正化等の所要の見直しを行った。

以 上

## 原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画の概要

### 第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の手続き等について記載しています。

### 第2章 原子力災害予防対策の実施

原子力科学研究所の原子力防災組織・体制の整備、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、緊急時対策所・原子力施設事態即応センター・原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び機能の維持、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び原子力緊急事態支援組織を含む関係機関との連携、周辺住民に対する平常時の広報活動等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。  
(3)、(4)

### 第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態等の区分（緊急時活動レベル）に応じた通報・連絡等の初期対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。  
(1)、(2)、(4)

### 第4章 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後における復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

### 第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の支援・協力について記載しています。

以上